

賃貸借契約書（案）

1 賃借動産

	車種		形状	メーカー	車名	月額賃借料／台	台数
1	軽自動車	貨物	バン			円	4台
2	軽自動車	乗用	箱型			円	2台

2 賃貸借期間 令和9年2月1日から令和14年1月31日まで

3 使用目的 公用自動車

4 賃借料 月額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。1台ごとの月額
は頭書第1項のとおり。）

5 賃借料の支払方法

- (1) 令和9年2月から同年3月までの分として金 円を賃貸借期間満了後に支払う。
- (2) 令和9年4月から同年9月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (3) 令和9年10月から令和10年3月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (4) 令和10年4月から同年9月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (5) 令和10年10月から令和11年3月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (6) 令和11年4月から同年9月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (7) 令和11年10月から令和12年3月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (8) 令和12年4月から同年9月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (9) 令和12年10月から令和13年3月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (10) 令和13年4月から同年9月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (11) 令和13年10月から令和14年1月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。

6 保管場所 大津市役所 庁舎北駐車場

賃借人大津市（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）との間に、公用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 乙は、その所有する頭書の賃借動産を甲に賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃借動産の賃貸借期間は、頭書の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）のとおりとする。

（賃借料）

第3条 賃貸物件の賃借料（以下「賃借料」という。）は頭書のとおりとし、次に掲げる諸経費は乙の負担とする。

- (1) 当初登録諸費用（車庫証明、納車費用を含む。）
- (2) 車両にかかる一切の公租公課（自動車重量税等（期間中全額））
- (3) 自動車損害賠償責任保険料
- (4) リサイクル法関連費用

（使用目的）

第4条 甲は、賃借動産を頭書の使用目的（以下「使用目的」という。）に供さなければならない。

（賃借料の請求及び支払）

第5条 乙は、頭書第5項各号に掲げる最後の月に係る賃貸借期間が満了したときは、頭書の賃借料の支払方法に従い賃借料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

（公租公課等の変動）

第6条 契約期間中に、乙が負担する賃借物件に係る自動車税等の公租公課等に著しい変動があった場合は、変動額の負担について甲乙協議するものとする。

（賃借物件の引渡し）

第7条 乙は令和9年2月8日までに賃借物件を甲に引き渡さなければならない。なお、引渡しに要する費用は乙の負担とする。

（善管注意義務）

第8条 甲は、賃借物件を善良な管理者の注意義務をもって管理し、及び運行しなければならない。

（点検、整備、サービス等の実施及び費用負担）

第9条 乙は、賃借物件について契約期間中、別添仕様書に掲げる点検、整備、サービス等を乙の負担により行うものとする。ただし、甲が乙の承認を得ずに行った点検、整備等の費用については、甲がこれを負担するものとする。

(自動車保険)

第10条 甲は、賃貸借物件について、契約期間中継続して自動車保険（自動車損害賠償責任保険を除く。）に加入するものとする。

(整備場所、自動車の引取り又は引渡し)

第11条 賃貸借物件の点検、整備及び修理は原則として大津市内の業者から、甲乙協議のうえ選定し、実施するものとする。

2 点検、整備等の際の車両の引取り又は引渡し場所は、甲の指定する場所とする。ただし、点検及び整備に当たっては、乙の整備士を甲の指定する場所に派遣し、実施することができる。

(事故時の報告)

第12条 甲は、賃借物件に事故が発生した場合は、速やかに乙に連絡するものとする。

(事故時の責任)

第13条 賃借物件の運行管理に起因する第三者への損害については、甲の責任において解決するものとする。ただし、乙は必要に応じ甲に助力して解決に当たるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲の責めに帰することができない事由により賃借動産の全部又は一部が滅失等した場合において、使用目的を達成することができないと認めたとき。
- (2) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (3) 乙がこの契約に定める義務を履行しない場合（その不履行が軽微なものである場合を含む。）において、使用目的を達成することができないと認めたとき。
- (4) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃借料債権を譲渡したとき。
- (5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時賃貸借に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(6) 翌年度以降において賃借料に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき。

2 甲及び乙は、賃借物件の滅失若しくは盗難又は毀損若しくは損傷（乙の責めによるものを除く。）により賃借物件の復旧ができない(修理費用が賃借物件の残存価額を上回る場合を含む)と認めたときは、当該物件に係る賃貸借を終了する。この場合において、甲は、乙に対し、当該物件に係る賃貸借期間の賃借料の総額に賃貸借期間満了時の設定残存価格を加えた合計から既払の賃借料並びに第3条各号及び第9条に規定する費用のうち甲及び乙が協議により定めた費用を差し引いた金額を支払う。

第14条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（

同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条の3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、賃借料の総額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第14条第1項第1号から第5号までの規定によりこの契約が解除された場合
(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
(3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(損害賠償)

第15条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は甲、乙協議して定めるものとする。

第15条の2 乙は、この契約に関し、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、賃借料の総額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。賃貸借期間が満了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賃借の継続)

第16条 甲が賃貸借期間満了後引き続き賃借物件の賃借を希望する場合は、甲、乙協議のうえ同一物件の賃借を継続することができる。

(賃借物件の返還)

第17条 甲は、賃貸借期間が満了し同一物件の賃借の継続を希望しない場合は、賃貸借期間満了の時点で賃借物件を乙に返還しなければならない。

(協議事項)

第18条 本契約に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

大津市御陵町3番1号

賃借人 甲

大津市

大津市長 佐藤 健司

賃貸人 乙